

中小・小規模事業者等出産後職場復帰奨励金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進補助金交付要綱に基づく、中小・小規模事業者等出産後職場復帰奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、「産前産後休業」とは、労働基準法第65条第1項及び2項に規定する産前産後休業をいう。

2 この要領において、「育児休業」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をいう。

(支給対象事業主)

第3条 奨励金は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業主に支給する。

- (1) 県内に本社又は主たる事業所を有すること
- (2) 別表に掲げる資本金の額若しくは出資の総額又は常時雇用する労働者の数のいずれかの基準に該当すること
- (3) 常時雇用する労働者数が50人未満の事業所を県内に有し、当該事業所において雇用する従業員が出産後平成31年1月1日以降に職場復帰した後、3か月以上勤務していること
- (4) 暴力団関係事業所でない事業主であること
- (5) 従業員の育児休業取得について就業規則等に明文化されていること
- (6) 従業員の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに対する支援を今後とも取り組む事業主であること

(支給額)

第4条 奨励金の支給額は、次の表に掲げる区分に応じそれぞれに定める額とする。

区分	支給額
産前産後休業後職場復帰 又は 育児休業取得期間3か月未満	職場復帰した従業員1人につき 100千円
育児休業取得期間3か月以上17か月 未満	職場復帰した従業員1人につき 200千円
育児休業取得期間17か月以上	職場復帰した従業員1人につき 400千円

(支給申請期間)

第5条 奨励金の支給の申請は、対象となる従業員が出産後職場復帰してから3か月経過した日の翌日から起算して1年以内に行うものとする。

(事業執行)

第6条 松江商工会議所は、県内の他の商工会議所をとりまとめて、事業を執行する。

(支給の申請方法)

第7条 奨励金の申請を行う事業主は、出産後職場復帰奨励金支給申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、本社のある地域の商工会、商工会議所に提出しなければならない。

- (1) 母子健康手帳の写しその他の子の出生の事実を確認できる書類
- (2) 給与明細の写し、タイムカード、出勤簿、賃金台帳の写しその他休業前の就業を確認できる書類と出産後職場復帰後3か月の出勤状況を確認できるもの
- (3) 誓約書
- (4) 振込口座の通帳の写し
- (5) 育児休業取得について明文化されている就業規則等の写し
- (6) 育児休業を3か月以上取得したことがわかる書類(育児休業を3か月以上取得した場合に限る)
- (7) その他島根県商工会連合会会長及び松江商工会議所会頭が必要と認める書類

(支給の決定等)

第8条 島根県商工会連合会及び松江商工会議所は、奨励金支給申請について、本要領に基づき審査し、奨励金の支給又は不支給を決定するものとする。

2 島根県商工会連合会及び松江商工会議所は、前項により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請事業主に対して、中小・小規模事業者等出産後職場復帰奨励金支給(不支給)決定通知書(支給の場合にあつては様式第2号、不支給の場合にあつては様式第3号)により、当該申請を受け付けた日から30日以内に通知するものとする。

3 島根県商工会連合会及び松江商工会議所は、奨励金の支給決定を行ったときは、支給決定額を申請事業主が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

(奨励金の返還)

第9条 島根県商工会連合会及び松江商工会議所は、奨励金の支給を受けた事

業主が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給決定取消・返還通知書(様式第4号)により、当該対象事業主に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給の決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

- (1) 偽りその他の不正の行為によって支給を受けた場合
- (2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、奨励金の支給について必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年1月1日から同年12月31日までの間に職場復帰した従業員に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年1月1日から同年12月31日までの間に職場復帰した従業員に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年1月1日から同年12月31日までの間に職場復帰した従業員に係る奨励金については、なお従前の例による。

別表

主たる事業	資本金又は 出資の総額	常時雇用する 労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※1 資本金を持たない事業主は企業全体で常時雇用する労働者の数で判断する（個人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、労働組合、共同組合、協業組合、特例非営利活動法人など）

※2 「主たる事業」の具体的な内容は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第402号）の業種区分による。